

大塚学校経営研究会会則

第1条 (名称)

本会は「大塚学校経営研究会」と称する。

第2条 (目的及び活動)

本会は、学校経営を中心に教育学全般に関する理論的・実践的研究を目的とし、それに付随する年報、各種出版刊行活動を行い、会員相互の交流を図るものとする。

第3条 (会員)

本会の会員は、正会員・賛助会員・名誉会員から成る。正会員は東京教育大学(筑波大学)学校経営研究室の在室者(教官・院生・研究生)およびその卒業・転出者(研究生は任意)とする。賛助会員は、本会の目的に賛同し、活動に参加する者とし、会員二名の推薦をもって入会を認められる。また、名誉会員は、本会の活動に貢献された方とする。

第4条 (組織)

本会の組織は、会長・副会長・幹事・会計・紀要編集委員から成る。上記の各々は一名とし、任期は一年とする。また各々は総会にて選出される。総会は春期合宿において行なうものとする。

第5条 (研究会)

本会の研究会は次の通りである。

- ① 週例研究会：在室会員を中心に、毎週一回研究室にて開催、その研究内容は半期(4～9月、10～3月)毎に幹事が会員に知らせる。
- ② 合宿研究会：年間各期の活動を総括し、かつ新たな研究計画を策定し、会員相互の親睦を図る。春期・夏期・冬期の年三回とする。
- ③ 臨時研究会：会員外講師の講演等も含み、特殊テーマにより行う。

第6条 (会計)

本会の会計年度は四月一日に始まり、三月末日に終わるものとする。年会費は毎年総会にて決められ、次の三種とする。

- ① 在室会員会費(昭和51年度は月額千円一年額一万二千元)
- ② 在室外正会員会費(同 年額五千元)
- ③ 賛助会員会費(同 年額二千元)

第7条 (紀要)

本会の紀要は「学校経営研究」とし、毎年三月に刊行する。その編集要項は、これを別に定める。

第8条 (雑則)

本会の事務局は、東京教育大学学校経営研究室におく。

本会々則の改正は総会にて出席者の過半数の賛成により行う。

編 集 後 記

自然界での異常気象だけでなく、政治や社会一般の中でも、大きな変動のあらしが吹きあれそのような前兆のあったこの一年でしたが、私達の大塚学校経営研究にとっても、記念すべき一年であったと思います。吉本先生は引き続き学部長の激務を続けられながら、教育課程審議会の重要なメンバーとして、新しい学校教育のあり方を求めて活躍されました。今回の論文は、そこでの成果を踏えながら、これからの学校経営の核になるべき考え方を述べられたものでした。

永岡先生が在外研究に出られたこの一年は、教室の院生にとって、試練の一年でした。堀内氏を中心にどうか協力して研究活動をしてこれたのも、院生個々人の中に、二人の先生の御指導を無にしないように、との決意が共有できたからではなかったかと思います。永岡先生からの度々の連絡を受け取りながら、帰国されてからの研究成果を主体的に受けとめる準備をしてきたのも、その気持ちのあらわれではなかったかと思います。先生には、わざわざアメリカから寄稿していただき、その成果の一端を他より早く発表できたことも今回の喜びの一つでした。

また、この四月から教壇に立つことになった堀内・西両氏からの寄稿も、この会誌を両氏のこれまでの研究成果を公表する場として活用できたこととして喜びたいと思います。

丸山先生の論文は、川崎市における教担制の現状分析を、十分な資料を駆使しての論究だけに、読者に強い説得力を発揮するでしょう。今後とも多くの先生方の寄稿を歓迎したいと思います。その他今回は、修士論文を完成・提出された平沢氏の概要と、次回提出する大脇・天笠両氏の構想も掲載しました。両氏のために有益な助言を期待しております。

東京教育大学としての残された一年間は、私達の研究会にとっても重要な一年となるでしょう。この第二巻がそのスタート・ダッシュになるよう、会員全員が全力を尽して研究活動を推進したいと決意しています。編集上の不手際はまぬがれませんが、願わくは多くの先生方、諸先輩の御批判、御指導を受けたまわりたいと思います。

五十二年度は、吉本先生の退官記念になる研究活動を中心に動き、第三巻ではその成果の一部を公表したいとも考えてます。今後とも多くの方々の御教示を強く希望致します。

(小 松 記)